

## 評定の区分等について

独立行政法人の評価に関する指針（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）（抄）

## II 中期目標管理法人の評価に関する事項

## 7 項目別評定及び総合評定の方法、評定区分

## (1) 年度評価

## ① 項目別評定

## i 評定区分

ア 原則として、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行うものとする。

イ 「B」を標準とする。

- ・ 各評価項目の業務実績と評定区分の関係は、以下のとおりとする。

S：法人の活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対年度計画値の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対年度計画値の120%以上）。

B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対年度計画値の100%以上120%未満）。

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対年度計画値の80%以上100%未満）。

D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める（定量的指標においては対年度計画値の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

## ii 項目別評定の留意事項

ア 評定を付す際には、なぜその評定に至ったのか根拠を合理的かつ明確に記述する。

イ 目標で設定された難易度の高い項目に限り、評定を一段階引き上げることについて考慮する。ただし、評定を引き上げる場合は、評定を引き上げるにふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について、具体的かつ明確に記述するものとする。

(注)「独立行政法人の評価に関する指針」は平成 31 年 3 月 12 日及び令和 4 年 3 月 2 日に改定されたが、第 4 期中期目標期間中は、評定の基準は改定前の指針（上記の基準）が適用されること。